

子育て世帯に対する中古住宅等リノベーション支援事業のご案内

名張市都市整備部住宅室

1. この事業は

子育て世帯（18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者を含む世帯。）の移住定住の促進及び中古住宅等の活用促進を目的として、名張市内の中古住宅等の改修工事を実施する者に対して、予算の範囲内において、子育て世帯に補助金を交付するものです。

補助事業ですので、補助金の交付決定後に事業を開始し、原則として単年度（当年度2月末まで）で事業を完了しなければならないほか、他の制度の補助金との併用はできません。

2. 補助対象は

次のいずれにも該当するもの

- ① 名張市内の中古住宅等（概ね一年以上使用されていないものに限る）であること。
- ② 補助対象者は、次のア～ウのいずれかに該当する者であること。
 - ア 子育て世帯の移住者のうち、補助金交付の決定の日の翌日から工事が完了した日から起算して30日以内に転入届を提出する者
 - イ 子育て世帯の移住者と売買契約又は賃貸契約を交わした中古住宅等の所有者
 - ウ 子育て世帯の市内居住者のうち、補助金交付の決定の日の翌日から、工事が完了した日から起算して30日を経過する日までの間に転居届を提出する者（申請者は本市に住民登録をして5年が経過するまでの者であって、賃貸物件に居住し、又はその者とその者の配偶者以外の者が所有する住宅に親族等と同居しているものに限る。）
- ③ 補助金の交付決定を受けてから名張市に住民登録し10年間居住することを確約する方。
- ④ 対象工事は、補助対象者が実施するリノベーション等（外構工事や容易に取り外しができるものを設置する工事等を除く）で補助金の交付申請年度内に工事が完了するものであること。
- ⑤ 工事に係る空家住宅又は空き建築物は耐震基準を満足するもの（当該事業のリノベーション等により耐震基準を満足する場合を含む。）であること。
- ⑥ 対象工事は、市内に本店、支店又は営業所を有する建設業者によるものであること。

3. 補助金額は

リノベーション等に要する費用の3分の1以内とし、120万円が限度です。なお、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。※県外からの移住の場合、最大25万円が加算される場合があります。

4. そのほか注意していただくことは

- ① 補助金の交付決定を受けてから事業を開始してください。申請時に、すでに事業を開始しているものは、補助対象になりません。
- ② 事業に着手した場合は、事業等着手報告書を提出してください。
- ③ 事業を行っている途中で、事業の内容を変更しようとする場合や補助金額に変更が生じる場合等は、改めて申請が必要となりますので、その場合はすぐに住宅室へご連絡ください。
- ④ 事業が完了したら、実績報告書を提出していただきます。添付書類として、工事請負契約書、領収書、建築物の外観・改修箇所等の改修前及び改修後の写真が必要となりますので、大切に保管しておいてください。
- ⑤ 補助金の収支に関する領収書等の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後10年間保管してください。

5. 補助金の取消し

次のいずれかに該当した場合は、補助を取消します。その場合、支払った補助金を返還していただきます。

- ① 補助金の交付月から起算して10年を経過する前に市外へ転出したとき。
- ② この要綱に定める補助金の交付要件を欠くに至ったとき。
- ③ 偽りその他の不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。
- ④ 補助金の交付決定内容、これに付した条件その他法令に違反したとき。
- ⑤ 前各号に掲げるもののほか、市長が特に補助金を交付する者としてふさわしくないと認められたとき。

※リノベーションとは、既存の建物に大規模な改修工事を行い、用途や機能を変更して性能を向上させたり付加価値を与えることです。リフォームと混同されたりしますが、リフォームは「老朽化した建物を建築当初の性能に戻すこと」を指し、元に戻すための修復の意味合いが強いのに対し、リノベーションは、修復だけでなく「用途や機能を変更して性能を向上させたり価値を高めたりする」行為も含むため、より良く作り替えるという目的が含まれている。工事の規模も、間取りの変更を伴うような大規模なものを指すことが多いです。